

平成20年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書（概要版）

平成21年3月

島根県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日	5
第 2	監査の結果	6
	監査結果（総括）	6
1	指摘事項	6
2	運営の合理化に資する意見	7
	監査結果（個別）	1 1
3	島根県商工会連合会	1 1
5	奥出雲町商工会	1 2
1 1	(財)島根県環境管理センター	1 3
1 4	島根県漁業信用基金協会	1 4
1 6	(財)しまね産業振興財団	1 5
2 0	(株)アイカム	1 7
2 1	浜田ビルメンテナンス(株)	1 8
2 3	(NPO)出雲スポーツ振興 2 1	1 9
2 6	ミュージアムいちばた	2 0
資 料		
別記	財政的援助団体等の監査について	2 1
別表	監査実施年月日	2 2

第 1 監査の概要

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設^{注1}の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については別記のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等(交付金、負担金及び利子補給金を含む。)を交付しているか、貸付又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体

エ 県が公の施設の管理を行わせている団体

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 の管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
財 団 法 人	2 2	9	2	3	1 8		1 0
社 団 法 人	1 1	7	1	1	2		
社会福祉法人	2 4	2 4					
農林水産組合	6	1	5				
商工会議所商工会等	3 1	3 1					
株 式 会 社	9		2		3		8
そ の 他	2 0	1 5	2	1	4	1	3
合 計	1 2 3	8 7	1 2	5	2 7	1	2 1

1つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の26団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所管課	財政的援助等の形態
1	(社福)出雲市社会福祉協議会	地域福祉課	補助金
2	(社福)島根整肢学園	障害者福祉課	〃
3	島根県商工会連合会	中小企業課	〃
4	安来市商工会	中小企業課	〃
5	奥出雲町商工会	中小企業課	〃
6	雲南市商工会	中小企業課	〃
7	邑南町商工会	中小企業課	〃
8	石央商工会	中小企業課	〃
9	津和野町商工会	中小企業課	〃
10	(社)島根県物産協会	しまねブランド推進課	貸付金
11	(財)島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金・損失補償
12	(財)島根県障害者スポーツ協会	障害者福祉課	出資
13	(財)島根県みどりの担い手育成基金	林業課	〃
14	島根県漁業信用基金協会	水産課	〃
15	(財)くにびきメッセ	商工政策課	出資・補助金・交付金・指定管理
16	(財)しまね産業振興財団	産業振興課 企業立地課 中小企業課	出資・補助金・貸付金・損失補償・指定管理
17	出雲空港ターミナルビル(株)	港湾空港課	出資
18	石見空港ターミナルビル(株)	港湾空港課	出資・貸付金
19	(株)SPSしまね	文化国際課	指定管理
20	アイカム(株)	健康福祉総務課	〃
21	浜田ビルメンテナンス(株)	健康福祉総務課	〃
22	セコム山陰(株)	障害者福祉課	〃
23	(NPO)出雲スポーツ振興21	都市計画課	〃
24	(株)ISP	都市計画課	〃
25	大畑建設(株)	都市計画課	〃
26	ミュージアムいちばた	文化財課	〃

なお、監査を実施した指定管理施設^{注2}は次のとおりである。

集客施設

施設名	指定管理者	指定管理期間
美術館	(株)SPSしまね	H17～19
古代出雲歴史博物館	ミュージアムいちばた	H18～22

貸出施設

施設名	指定管理者	指定管理期間
東部総合福祉センター (いきいきプラザ)	アイカム(株)	H17～19
西部総合福祉センター (いわみーる)	浜田ビルメンテナンス(株)	H17～19
産業交流会館 (くにびきメッセ)	(財)くにびきメッセ	H17～19
産業高度化支援センター (テクノアークしまね)	(財)しまね産業振興財団	H17～19

その他の施設

施設名	指定管理者	指定管理期間
はつらつ体育館	セコム山陰(株)	H17～19
浜山公園	(NPO)出雲スポーツ振興21	H17～19
石見海浜公園	(株)ISP	H17～19
万葉公園	大畑建設(株)	H17～19

注2) 指定管理施設^{注3}とは指定管理者制度が導入された公の施設をいう。

注3) 指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の縮減等、公の施設の管理の効率的かつ効果的な管理を実現するため、平成15年の地方自治法の改正により、従来の自治体が出資する法人(公社、財団)等へ管理を委託する「管理委託制度」に代わり創設され、民間事業者等を含む「指定管理者」に管理運営を行わせる制度で、本県では平成16年度から導入した。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成19年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体にあつては、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、県が補助金等の財政援助を行っている団体については、補助金が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

第 2 監査の結果

監査結果（総括）

各団体別の監査結果は **監査結果（個別）**に掲げるとおりであるが、全体としてはおおむね適正に処理されていたと認められた。

なお、改善を要するものとして指摘した事項及び団体の運営の合理化に資する意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた指摘事項及び運営の合理化に資する意見については、該当する団体及び所管課に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

1 指摘事項

指摘事項は次の 2 件であった。

規程等に反した事務処理がなされていたもの

< 奥出雲町商工会 >

公用車（所有する 2 台が全て補助対象）については、奥出雲町商工会車両管理規程第 4 条により、公用車台帳を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていなかった。

指定管理に係る協定書に定められている観覧料、預金利息について納付漏れがあったもの

< ミュージアムいちばた（古代出雲歴史博物館の指定管理者） >

・ 観覧料

19 年度 6 月分の観覧料について、転記ミスによる納付漏れが 19,800 円あった。

・ 預金利息

観覧料専用預金口座に発生する利息の帰属についての理解不足により、その利息 29,195 円（18 年度 31 円、19 年度 29,164 円）の納付漏れがあった。

2 運営の合理化に資する意見

運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見は、次のとおりである。

(1) 出資団体に関するもの

1) 団体に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

新しい公益法人制度に関する法律^{注4}については、平成18年6月2日に公布され、平成20年12月1日に施行されたところである。これにより、現行の公益法人は施行後5年間の移行期間内に、一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するのか、公益性の認定を得て公益社団法人、公益財団法人を目指すのか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回監査した財政的援助団体のうち関係する1つの社団法人と5つの財団法人については、いずれも公益認定を希望はしているものの、その具体的な対応を決めている団体は無かった。

については、法のいう事業の経理的基礎と技術的能力の整備を進め、新制度に向けて適切な対応に努められたい。

注4)平成18年6月2日に交付された新しい公益法人制度に関する法律

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

イ 役員会における本人出席率の向上について

今回監査を実施した出資団体等において、理事会等の役員会への本人の出席率が低い団体があった。

団体をより活性化させていくためには、役員が出席して責任ある立場から議論することが重要である。

また、新公益法人制度では、理事会、評議員会において代理人出席や書面投票による議決は認められないこととなっている。

については、役員会における本人出席率の向上に取り組まれたい。

2) 所管課に対する意見

- ・ 新公益法人制度への対応について

新しい公益法人に関する法律が施行されたところであり、所管課は、団体が新公益法人制度へ適切な対応ができるよう、今後とも指導されたい。

(2) 公の施設の指定管理者に関するもの

今回監査した10団体(10施設)の指定管理施設についてはすべて公募により選定されている。このうち7施設については、以前(平成16年度まで)の管理委託者とは異なる団体が指定管理者となっている。

平成17年度に管理委託から指定管理に移行した9施設の平成19年度の利用状況を平成16年度と比較すると、集客施設(1施設)は入館者数が若干増加していた。貸出施設(4施設)では、利用率が2施設は向上し、2施設は低下していた。その他の施設(4施設)については、利用者数が2施設は増加し、2施設は減少していた。

指定管理者制度の導入により管理経費の縮減は見られるが、利用が低下している施設もあり、今後、利用料金制やメリットシステムの効果の検証を行い、指定管理者のインセンティブを高めていくなど、指定管理制度のより有効な運用を図っていく必要がある。

なお、昨年度の監査において運営の合理化に資する意見として言及した「指定管理施設の危機管理」は、監査した全ての施設で危機管理マニュアルの作成に取り組みされており、「指定管理業務の評価」は実施に向けて検討されていた。

1) 所管課に対する意見

ア 指定管理の引継について

指定管理者の交代があった施設(1施設)について引継状況を監査したところ、協定では引継方法を別途協議するとなっていたが、その協議が行われず、現金(予約金)や個人情報を含む予約簿等が、県の立ち会いないまま次期指定管理者に引き渡されていた。

また、全体として次のような問題点が見受けられた。

- ・平成17年の指定管理制度導入に当たって、管理運営に必要な帳簿類や情報がきちんと引き継がれていない等の状況があった。
- ・指定管理の具体的な引継方法が協定には定められていなかった。
- ・帳簿類については5年間保存することとなっているが、引継後の保存方法が定められていなかった。

さらに、協定において、県は指定管理者が管理すべき物件を記載した備品台帳を指定管理者に提示することとなっているが、提示されないままとなっている施設もあり、管理物件の引継が曖昧なものとなることが懸念される。

については、指定管理者の交代があった場合にも、混乱が生じることがなく、指定管理施設が円滑に管理運営されるよう、次の事項について協定に定めることを検討されたい。

- ・引継の際における必要な引継事項を定め、県の責任と指定管理者の責任を明確にすること。
- ・次期指定管理者の管理運営業務の準備のための適切な引継期間を設定すること。
- ・前指定管理者は管理運営に必要な帳簿類や情報を県の立ち会いのもとに引き継ぐことを義務づけること。

イ 毎月の業務報告の検証について

各所管課においては協定に基づき、各施設における使用料等の収入について、毎月又は年度末に報告を求めているが、収入実績として報告された数値の検証に関しては、報告数値の基になる使用許可申請書等の関係書類との突合などの検証作業が行われていない状況が見受けられた。

使用料等の収入は、県への納付義務の有無にかかわらず、県の施設の収入状況を把握する観点から正確性を求められるものであるため、検証のあり方について検討されたい。

監査を実施した指定管理施設の状況

集客施設

施設名	応募者数	指定管理者	制度導入による縮減額 (対H16比) (千円)	入館者数(人)	
				H16	H17
美術館	4	(株)SPSしまね	80,514	H16	229,144
				H17	225,336
				H18	277,605
				H19	232,324
古代出雲歴史博物館	2	ミュージアムいちばた	-	H18	43,427
				H19	408,364

貸出施設

施設名	応募者数	指定管理者	制度導入による縮減額 (対H16比) (千円)	施設利用率	
				H16	H17
東部総合福祉センター (いきいきプラザ)	4	アイカム(株)	20,953	H16	40%
				H17	41%
				H18	44%
				H19	46%
西部総合福祉センター (いわみーる)	4	浜田ビルメンテナンス(株)	14,087	H16	28%
				H17	30%
				H18	33%
				H19	35%
産業交流会館 (くにびきメッセ)	4	(財)くにびきメッセ	15,931	H16	38%
				H17	35%
				H18	39%
				H19	34%
産業高度化支援センター (テクノアークしまね)	4	(財)しまね産業振興財団	46,093	H16	1,480件
				H17	1,367件
				H18	1,069件
				H19	1,181件

その他の施設

施設名	応募者数	指定管理者	制度導入による縮減額 (対H16比) (千円)	利用者数(人)	
				H16	H17
はつらつ体育館	1	(株)セコム山陰	432	H16	9,465
				H17	9,460
				H18	9,830
				H19	9,131
浜山公園	4	(NPO)出雲スポーツ振興21	72,180	H16	622,054
				H17	426,974
				H18	553,335
				H19	372,633
石見海浜公園	4	(株)ISP	56,318	H16	763,230
				H17	701,820
				H18	748,230
				H19	840,130
万葉公園	3	大畑建設(株)	8,388	H16	175,895
				H17	188,641
				H18	199,727
				H19	198,680

制度導入による経費の縮減額合計 (対H16比)	314,032
-------------------------	---------

監査結果（個別）

3	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
---	-----	-----------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営支援事業費補助金	162,236千円
	島根県小規模経営資源強化対策費補助金	35,000千円

2 監査の結果

(1) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

会計事務処理における内部牽制システムについて

団体では、平成19年11月の職員の経理不祥事を契機に会計規程を見直し、さらに公印取扱規程を新たに制定し、印鑑、預金通帳などの保管管理について管理責任を明確化するとともに、適宜抜き打ち検査を実施する規定を設け内部牽制システムを整備された。

一方、監査を実施した各商工会においては、特に見直しが行われていなかった。

については、会計処理上の責任の明確化や内部牽制システムの整備について各商工会を指導されたい。

会計事務研修の実施について

監査を実施した商工会での会計事務処理の状況をみると、予定価格調書が作成されていない事例や、合い見積もりが徴されていない事例、通勤手当等の認定手続が不備な事例が見受けられた。

こうしたことから、各商工会において適切に会計事務や庶務事務が行われるよう指導されたい。

商工会の改革への取組について

商工会は市町村合併の進展を受け、52商工会から21商工会となっている。

また、厳しい経済状況や経営状況が続く中で会員数は平成17年度に比べ10%減少し平成19年度には9,900人となっている。

こうした中で、商工会はその役割である「地域の商工業の振興」、「経営支援」及び「地域振興」を果たしていかなければならない。

については、平成17年12月に団体がまとめた報告書「今後の商工会のあり方」に基づき、商工会の改革に一層取り組まされたい。

5	団体名	奥出雲町商工会	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営支援事業費補助金	52,170千円
-----	--------------------	----------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

規程等に反した事務処理がなされていたもの

公用車（所有する2台が全て補助対象）については、奥出雲町商工会車両管理規程第4条により、公用車台帳を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていなかった。

1 1	団体名	(財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
-----	-----	----------------	-----	--------

1 財政的援助等の概要

出 資	70,000千円(県出資比率:31.2%)		
補 助 金	公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金	133,096千円	
損失補償	損失補償限度額	6,292,415千円	

2 監査の結果

(1) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

今後の経営のあり方について

平成14年4月に供用開始した管理型第1期処分場の残余容量の減少に対処するため、平成18年8月に建設に着手し、翌年11月に供用開始した管理型第2期処分場については、その建設費に関し、新たな借入れを行わず、国及び島根県の補助金と内部留保金で対応するなど、団体の経営は概ね順調に推移してきている。

しかしながら、企業のリサイクル意識の高まりや景気の急激な悪化により産業廃棄物最終処分量の減少が予想され、また、内部留保金の減少に伴い、運転資金について、新たに外部からの調達を検討することも必要となるなど、団体をめぐる経営環境は今後厳しさを増すものと考えられる。

については、経費の節減や事業収入の確保など、中長期的な経営安定にも意を用いられたい。

14	団体名	島根県漁業信用基金協会	所管課	水産課
----	-----	-------------	-----	-----

1 財政的援助等の概要

出資	1,226,550千円 (県出資比率: 56.4%)
----	----------------------------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

今後の経営のあり方について

団体においては、平成16年度から5年間を期間とする経営改善計画を策定し、求償権の行使による代位弁済した貸付金の回収向上などに取り組んでおり、平成19年度末の求償権残高は回収、償却等により前年度末に比較して21.9%減少したところである。

しかしながら、その金額は95件の13億2千万円余と多額に達しているため、回収に引き続き取り組み、経営の安定に努められたい。

16	団体名	(財)しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 企業立地課 中小企業課
----	-----	--------------	-----	-------------------------

1 財政的援助等の概要

出 資	146,196千円(県出資比率:100%)		
補 助 金	しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	183,007千円	
	しまね産業振興財団管理費補助金	189,715千円	
	情報通信費補助金	18,343千円	
	小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	14,212千円	
貸 付 金	小規模企業者等設備貸与資金		
	平成19年度貸付金額	165,795千円	
	平成19年度末貸付残高	840,126千円	
	島根県県単中小企業設備貸与資金		
	平成19年度貸付金額	75,000千円	
	平成19年度末貸付残高	857,794千円	
損失補償	小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償		
	平成19年度損失補償限度額	139,216千円	
	島根県県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償		
	平成19年度損失補償限度額	67,500千円	
公の施設の 指定管理	管 理 施 設：産業高度化支援センター(テクノアークしまね)		
	指 定期 間：平成17年度から平成19年度		
	平成20年度～平成21年度(更新)		
	指定管理料：236,000千円		

2 監査の結果

(1) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

小規模企業者等設備貸与事業の債権管理について

小規模企業者等及び中小企業者等に対して行う設備貸与事業の債権は、平成19年度末残高が23億7,616万円余である。

債権管理については、これまでに債権管理アドバイザーを配置するなど債権回収に取り組まれているが、債権残高のうち回収が懸念される債権は、平成19年度末においては7億2,454万円余である。

については、債権管理アドバイザーをさらに活用するなど債権回収に取り組まれない。

また、設備貸与事業債権管理規程では、貸倒引当金について毎事業年度末に過去の貸倒れの実績を勘案し貸倒引当金を債権分類ごとに引き当てることとしており、平成19年度末での引き当てに必要な額は5億4,749万円余である。

しかしながら、平成19年度末の引き当て額は3億1,204万円余であり、引き当てに必要な額に対し57%程度にとどまっている。

については、今後も財務内容の改善を図り貸倒引当金の積み増しに努められたい。

20	団体名	アイカム(株)	所管課	健康福祉総務課
----	-----	---------	-----	---------

1 財政的援助等の概要

公の施設の 指定管理	管理施設：東部総合福祉センター（いきいきプラザ）
	指定期間：平成17年度から平成19年度
	平成20年度～平成21年度（更新）
	指定管理料：91,424千円

2 監査の結果

(1) 所管課

イ 運営の合理化に資する意見

貸出施設の利用方法の見直しについて

指定管理者は指定管理に当たって定められた使用料収入の目標額の達成に向けて利用者の確保に努めているところであり、貸出施設の利用率は年を追って向上している。それにもかかわらず使用料収入は減少してきているが、これは、無料で利用できる減免対象者が増加し、有料利用者が利用しにくい状況となっているためである。

このため、収入目標額を上回った場合に指定管理料が加算されるメリットシステムが有効に機能しない状況となっている。

については、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて検討されたい。

21	団体名	浜田ビルメンテナンス(株)	所管課	健康福祉総務課
----	-----	---------------	-----	---------

1 財政的援助等の概要

公の施設の 指定管理	管理施設：西部総合福祉センター（いわみーる） 指定期間：平成17年度から平成19年度 平成20年度～平成21年度（更新） 指定管理料：83,697千円
---------------	--

2 監査の結果

(1) 所管課

イ 運営の合理化に資する意見

貸出施設の利用方法の見直しについて

貸出施設の利用方法については、いきいきプラザと同様の状況がみられるので、あわせて見直しを検討されたい。

23	団体名	(NPO)出雲スポーツ振興21	所管課	都市計画課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

公の施設の 指定管理	管理施設：浜山公園
	指定期間：平成17年度から平成19年度
	平成20年度～平成21年度（更新）
	指定管理料：154,111千円

2 監査の結果

(1) 所管課

イ 運営の合理化に資する意見

スポーツの拠点施設としての活用について

指定管理業務のひとつとしてスポーツの普及振興に関する業務が掲げられているところから、指定管理者は地域のスポーツ教室の開催などの自主事業を実施しているが、当施設は県のスポーツ振興の拠点として位置付けて整備されたものである。

については、県教育委員会等と連携を図って、県全体のスポーツ振興の拠点施設としての機能が十分発揮できるよう努められたい。

26	団体名	ミュージアムいちばた	所管課	文化財課
----	-----	------------	-----	------

1 財政的援助等の概要

公の施設の 指定管理	管理施設：古代出雲歴史博物館 指定期間：平成18年度から平成23年度 指定管理料：252,894千円
---------------	--

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

指定管理に係る協定書に定められている観覧料、預金利息について納付漏れがあったもの

- ・観覧料
19年度6月分の観覧料について、転記ミスによる納付漏れが19,800円あった。
- ・預金利息
観覧料専用預金口座に発生する利息の帰属についての理解不足により、その利息29,195円(18年度31円、19年度29,164円)の納付漏れがあった。

別記 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規定

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれているもの
公の施設の管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

	団 体	実施年月日
1	(社福)出雲市社会福祉協議会	平成20年11月 4日
2	(社福)島根整肢学園	平成20年11月20日
3	島根県商工会連合会	平成20年11月 4日
4	安来市商工会	平成20年11月12日
5	奥出雲町商工会	平成20年11月 5日
6	雲南市商工会	平成20年11月 5日
7	邑南町商工会	平成20年11月18日
8	石中央商工会	平成20年11月21日
9	津和野町商工会	平成20年11月20日
10	(社)島根県物産協会	平成20年11月18日
11	(財)島根県環境管理センター	平成20年11月 4日
12	(財)島根県障害者スポーツ協会	平成20年11月12日
13	(財)島根県みどりの担い手育成基金	平成20年11月 5日
14	島根県漁業信用基金協会	平成20年11月12日
15	(財)くにびきメッセ	平成20年11月 6日
16	(財)しまね産業振興財団	平成20年11月 5日
17	出雲空港ターミナルビル(株)	平成20年11月18日
18	石見空港ターミナルビル(株)	平成20年11月21日
19	(株)SPSしまね	平成20年11月 4日
20	(株)アイカム	平成20年11月12日
21	浜田ビルメンテナンス(株)	平成20年11月21日
22	セコム山陰(株)	平成20年12月2日(注)
23	(NPO)出雲スポーツ振興21	平成20年11月 6日
24	(株)ISP	平成20年11月20日
25	大畑建設(株)	平成20年11月21日
26	ミュージアムいちばた	平成20年11月 6日

注 セコム山陰(株)については、平成20年度から指定管理者の交代があったため書面監査により実施。

なお、所管課については、平成20年12月15日から12月19日まで書面監査を実施した。